

総社市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第9号

総社市国民健康保険条例の一部を改正する条例

総社市国民健康保険条例（平成17年総社市条例第154号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(本市が行う国民健康保険の<u>事務</u>) 第1条 本市が行う国民健康保険<u>の事務</u>については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p>	<p>(本市が行う国民健康保険) 第1条 本市が行う国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。